

◎財団法人日本遺族会に対する国有財

産の無償貸付に関する法律の一部を

改正する法律

(平成二六年一月二八日法律第一三二号(衆))

一、提案理由(平成二六年六月一八日・衆議院厚生労働委員会)

○盛山議員 ただいま議題となりました財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

九段会館及びその敷地は、遺族の福祉を目的とする事業に用いるため、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられています。しかしながら、建物の老朽化及び東日本大震災の影響により、会館事業は廃止され、現状では効率的な利用が困難となっております。

本案は、このような現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律

当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講ずるものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二六年六月一九日)

○後藤茂之君 ただいま議題となりました各案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………
次に、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する

建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨日本委員会に付託され、同日提出者盛山正仁君から提案理由の説明を聴取し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告

(平成二六年一月一九日)

○丸川珠代君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案は、第百八十六回国会において衆議院から提出され、本院において継続審査となっていたものであります。

その内容は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し

当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進に資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員盛山正仁君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されており、

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一月一八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、九段会館が、昭和初期の建築様式を伝える歴史的な価値の

ある建物であることに鑑み、建物の保存、外観の活用等について検討する等その歴史を後世に伝えるよう努めること。

二、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている土地について、高度利用等に資する建物の所有を目的として民間事業者に対し当該土地を貸し付ける際は、地方自治体等関係者に対し丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努めること。

三、本法により国有財産を無償で貸与することに鑑み、政治的中立性の確保に取り分け配慮すること。
右決議する。

四、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二六年一月二二日)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講ずるものであります。

本案は、前国会、本院において可決され、参議院において継続審査となっていたもので、去る十一月十九日、参議院において可決の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日、提案理由の説明を省略した後、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律